

ガブリエル・レネ・モレノ国立自治大学と横浜国立大学の間の国際学術交流協定

国立大学法人横浜国立大学（日本国横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1）は、長谷部勇一学長を代表とし、高等教育を行う非営利組織であるガブリエル・レネ・モレノ国立自治大学（ボリビア多民族国、サンタクルス市）はベンハミン・サウル・ロサス・フェルフィーノ（Benjamín Saúl Rosas Ferrufino）学長を代表とし、両大学の教育研究に関する協力と交流の促進を図るために、以下のことに同意して協定を締結する。

第1条 趣旨

本協定の目的は、両大学による教育や研究における協力関係を推進するためになされる共同活動の枠組みを定義することである。

第2条 協力内容

1 項 協力範囲は、以下に掲げる事項について、あらかじめ準備・合意されたプログラムが存在する場合に実施される。

- (1) 教職員の交流
- (2) 学部学生及び大学院学生の交流
- (3) 共同講義、研究、シンポジウム等の協力
- (4) 学術情報、資料および出版物の交換
- (5) 学術研修・文化交流等の協力
- (6) 職員研修

2 項 前項における活動を行う際に以下のことに留意する。

- (1) 両大学は、訪問者のニーズに可能な限り配慮し、適切な宿舎確保を支援する。
- (2) 時宜を得て必要な調整を行うため、双方の訪問に関する便宜供与や必要事項は交流開始前に合意されるものとする。
- (3) 受入大学は、訪問教職員への給与支払の義務を負わない。

第3条 その他

本協定に定められていない具体的協力活動を計画・実施するにあたっては、両当事者は個別に交渉し決定を行う。個別の協力案件に関する具体的な条件や方法は、別途定めることとする。また、本協定書の内容は、必要があると判断される場合には、両者の協議と合意に基づいて修正するものとする。

第4条 協定の有効期間と終了

本協定は、両大学による調印の日から5年間有効とする。その後5年ごとに更新のための協議を行う。

本協定の終了は、いずれの大学も他方に対して6カ月前までに文書により通知することとする。ただし、その時点で進行中の活動の完了に影響を与えないものとする。

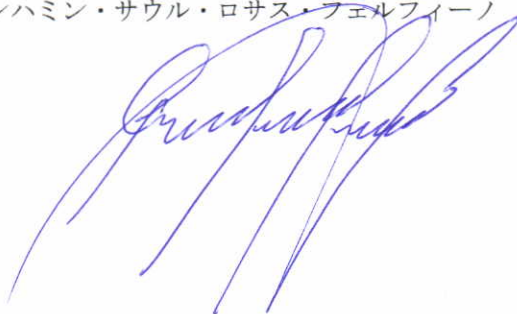
この協定は、日本語・スペイン語でそれぞれ2通ずつ作成し、等しく正文とする。

日本、横浜
13/9/2018

ボリビア多民族国、サンタクルス
13/9/2018

横浜国立大学
学長 長谷部勇一

ガブリエル・レネ・モレノ国立自治大学
学長 ベンハミン・サウル・ロサス・フェルフィーノ

A handwritten signature in blue ink, reading "Yuichi Hasebe".A handwritten signature in blue ink, reading "Benjamín Saúl Rosas Ferrer".